

令和2年3月30日
令和2年3月30日

令和2年第3回
南部町議会臨時会

会 議 録

南部町告示第26号

令和2年第3回南部町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和2年3月26日

南部町長 陶 山 清 孝

記

1. 期 日 令和2年3月30日
2. 場 所 南部町議会議場
3. 付議案件

議案第35号 令和元年度南部町一般会計補正予算（第6号）

議案第36号 南部町複合施設新築工事（建築主体工事）に関する契約の締結について

議案第37号 南部町複合施設新築工事（電気設備工事）に関する契約の締結について

議案第38号 南部町複合施設新築工事（機械設備工事）に関する契約の締結について

○開会日に応招した議員

加 藤 学君	荊 尾 芳 之君
滝 山 克 己君	長 束 博 信君
白 川 立 真君	三 嶋 義 文君
仲 田 司 朗君	板 井 隆君
景 山 浩君	井 田 章 雄君
亀 尾 共 三君	真 壁 容 子君

○応招しなかった議員

細 田 元 教君	秦 伊知郎君
----------	--------

令和2年 第3回(臨時)南部町議会会議録(第1日)

令和2年3月30日(月曜日)

議事日程(第1号)

令和2年3月30日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議事日程の宣告
日程第4 議案第35号 令和元年度南部町一般会計補正予算(第6号)
日程第5 議案第36号 南部町複合施設新築工事(建築主体工事)に関する契約の締結について
日程第6 議案第37号 南部町複合施設新築工事(電気設備工事)に関する契約の締結について
日程第7 議案第38号 南部町複合施設新築工事(機械設備工事)に関する契約の締結について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議事日程の宣告
日程第4 議案第35号 令和元年度南部町一般会計補正予算(第6号)
日程第5 議案第36号 南部町複合施設新築工事(建築主体工事)に関する契約の締結について
日程第6 議案第37号 南部町複合施設新築工事(電気設備工事)に関する契約の締結について
日程第7 議案第38号 南部町複合施設新築工事(機械設備工事)に関する契約の締結について
-

出席議員(12名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 加藤 学君 | 2番 荊尾 芳之君 |
| 3番 滝山 克己君 | 4番 長束 博信君 |
| 5番 白川 立真君 | 6番 三嶋 義文君 |
| 7番 仲田 司朗君 | 8番 板井 隆君 |
| 9番 景山 浩君 | 11番 井田 章雄君 |
| 12番 亀尾 共三君 | 13番 真壁 容子君 |

欠席議員（2名）

10番 細田元教君 14番 秦伊知郎君

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ----- 藤原 宰君 書記 ----- 杉谷 元宏君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ----- 陶山 清孝君 副町長 ----- 松田 繁君
教育長 ----- 福田 範史君 総務課長 ----- 大塚 壮君
総務課課長補佐 ----- 加納 諭史君 企画政策課長 ----- 田村 誠君
企画監 ----- 本池 彰君 教育次長 ----- 安達 嘉也君
人権・社会教育課長 --- 角田 有希子君

午前10時00分開会

○副議長（井田 章雄君） 本日の臨時会に当たり、議長より体調不良のため欠席届が提出されました。地方自治法第106条第1項の規定により、本日の令和2年第3回南部町議会臨時会は、副議長が議長の職務を行います。また、細田元教議員も欠席届が提出されましたので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員数は12人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和2年第3回南部町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○副議長（井田 章雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2名を指名いたします。

5番、白川立真君、6番、三嶋義文君。

日程第2 会期の決定

○副議長（井田 章雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（井田 章雄君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、1日間と決定いたしました。

日程第3 議事日程の宣告

○副議長（井田 章雄君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第4 議案第35号

○副議長（井田 章雄君） 日程第4、議案第35号、令和元年度南部町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。提案をいたします。

議案第35号

令和元年度南部町一般会計補正予算（第6号）

令和元年度南部町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ443千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,105,674千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年3月30日

提出 南部町長 陶山清孝

そういたしますと、3ページを御覧ください。第2表、地方債補正でございます。1、変更です。起債の目的は、複合施設整備事業（拠点整備分）でございます。限度額を6億2,490万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。

歳入のほうから説明したいと思います。5ページをお願いします。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金でございます。4億7,165万7,000円増額し、5億6,136万4,000円とするものでございます。これにつきましては、複合施設整備事業に伴う国の地方創生推進交付金が2,470万円、地方創生拠点整備交付金が4億4,695万7,000円、それぞれ認められたため増額をするものでございます。

次に、18款繰入金、2項基金繰入金、6目地域振興基金繰入金でございます。4,740万円減額し、8,760万円とするものでございます。

続いて、21款町債、1項町債、1目総務債でございます。4億2,470万円減額し、7億1,340万円とするものでございます。これにつきましては、先ほど申し上げました第2表の起債の関係の減額によるものでございます。

続きまして、歳出でございます。歳出につきましては、予備費を44万3,000円減額するものでございます。これにつきましては、予算の調整分ということになりますので御理解をお願いします。

6ページを御覧ください。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。当該年度末現在高見込額は、普通債、災害復旧債、臨時財政対策債合わせまして、67億1,038万1,000円となります。

以上、御審議をよろしく申し上げます。

○副議長（井田 章雄君） 提案に対して質疑ありませんか。

8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 8番、板井です。このたびの補正予算、地方創生拠点整備交付金や地方創生推進交付金が、当初2月には3,200万の補助が見込まれるということで予算立てをされたところ、国のほうからそれぞれの交付金というのが満額に近い図書館以外のところ、満額に近いものが交付されるということで、5億400万という非常に国のほうから認められた金額大きなものであって、町長はじめ執行部の皆さん、大変努力をしていただいたとい

う結果であるというふうにしてお礼も申し上げておきたいというふうに思います。

先ほどこの内容について、全協のほうで各分野について説明を受けました。この中で私がここでお聞きしたいのは、合併特例債のほうがどんと予定が減りまして、この5年間延長になったのは、延長になっている合併特例債が9億4,700万残額で残るということで説明を受けたところです。やはりこの5年間の中で与えられた合併特例債を有効的に使っていくということが、これから計画の中に盛り込んでいかれると思うんですけど、その点について町長の考えをお聞きしておきたいなというふうに思います。

○副議長（井田 章雄君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。合併特例債の残額を何に使うのかということだろうと思います。今議会の中でも出ましたように、テレビを見るということを屋根の上からアンテナを下ろしてしまったのは行政の仕事でやりました。今、テレビをこれから先々の中で、ケーブルテレビのそこにあります機器等もかなり古くなってきています。これを併せて改修もなくちゃいけないことも刻々と迫ってきています。さらには、この頃ネットの通信環境という問題も大きな問題になってきています。こういうことに対応していくことがきっと必要になってくるだろうと思っていますし、具体的にこれから先々何に使っていくのかということについては、取りあえずはケーブルテレビということで計画の中には上がっています。しかし、もう少し精査が必要だろうと思っています。いよいよ5Gの放送が行われていますし、ローカル5Gといって地域の中で行政も放送権を持って各庁舎の上にもアンテナを立てると。そして、一刻も早くそういう環境を地域の皆さんに提供するというような時代にもなっています。その辺りの取捨選択をどうしていくのかという情報収集ということが、まずは大事だろうと思っています。いましばらくこの検討に時間があると思いますので、検討して的確にお金を使っていきたいと、このように思っています。よろしくお願いします。

○副議長（井田 章雄君） 8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 板井です。今日の日本海新聞のところ、各市町村別の令和2年度に対する主要事業というのが日本海新聞に載っていました。その中にも三朝町さんが町長の言われた整備について今回は重要なもので、これが9億円ぐらいの予算だというふうに載ってありました。やはりそういったこれからの若い世代に向けて、整備というのは必要だというふうに思っておりますので、有効的な合併特例債の利用について検討をお願いしたいというふうに思っておりますので、意見として述べさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○副議長（井田 章雄君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の議案第35号の補正予算について質問いたします。内容は、先ほど課長がおっしゃられたように、地方創生交付金の拠点整備事業が該当し、4億7,000万入り入ってきて、町債繰入れを減額し、町債の4億2,000万入りを減額するという内容になってきたという話です。

私たちは、地方創生事業自体の見直しを求めています。お金の使い方にもいろいろ意見を言ってこさせてもらいました。全国的に見て地方創生交付金のお金の使い方、自分たちの町の計画の中に取り組んでいくやり方というのが一番使い方として、大変だけれどもいいのではないかなというふうに思っておりました。この点でいえば、担当課も今回緊急なことといえ、努力してここに当てはめてきたということだというふうに私は理解しております。

そこで、町長にお聞きします。先ほどの全員協議会では、今回の地方創生交付金の拠点整備事業と、もう一つの分が入ってくる中で、交付税措置を除いた一般財源の比較をなさっております。2月補正段階と今回の補正段階では、一般財源が1億3,137万8,000円ぐらい出るのが減額になるだろうというふうにしてきたわけです。町長、今の時期、住民の暮らしがなかなかよくなる段階で、公共事業に大型の10億円以上を越す投資の在り方を見直すべきではないかという意見とか、施設管理の点からも大型施設をやめるべきだという声もたくさん住民から声聞いておられたと思うんです。私は、公共施設等を投資していくときにお金の使い方として住民に理解を得られる方法は、今回の地方創生交付金を使って一般財源がこれだけゆとりが出てきますよということ、住民に伝えることは大事だと思いますが、同時にこのお金をどんなふうに使っていくのか。本来は、この建物に使っていくと思った予定が、一般財源が1億3,000万使わなくてよくなりました。これをどんなふうに使っていくかということも、私は住民に発することが非常に理解を得る点でいいと思うのです。

そこで町長、提案ですけれども、今回3月議会で水道料金を引き上げることを出しました。3年前に1億1,000万入れて3年間の引上げをやめさせてきました。今回の消費税が上がったりとかコロナ対策で、今後大変厳しい中小業者や町民の暮らしが待っていると思うんですけれども、そこに対する支援策というのを国も考えますが、市町村独自でも考えていかなければいけないと思うんです。そのようなものに充てていくつもりはないか。もう少し具体的に言えば、この分を使って、出てきた金額ですから予定していない金額かもしれませんよね。これを今後3年間分の水道料金の上げなくて済むように使うということについては、町長、どのようにお考えですか。そんなふうに使っていったらどうですかという提案するんですけども、いかがでしょうか。

○副議長（井田 章雄君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。お答えいたします。新型コロナの影響がリーマンショック以上の大きな経済にダメージを与えるのではないかと、ちまたでうわさされてますし、現実そうな気配が刻々と近づいていると思っています。感染の拡大期を国内が迎えようとしていますし、県内に入ってくる、または南部町内に入ってくる、そして蔓延するというようなことをいかに防ぐのか、町民の皆様と一緒に努力していく時期に来たかと改めて思っています。

その中で、水道代金を上げさせていただくということは、非常に心苦しいことです。しかし、前回の3月議会でも出ましたように、一瞬の痛み止めということをするということは、非常に後々に対する影響が大き過ぎると思っています。今、冒頭言いました今の経済対策、非常に生活に困っておられる方に対しての対策というものは、今後考えていかなければいけない時期が来るかもしれませんし、国や県と協力してこの国難と言われるような危機を何としても脱出しなければいけないと、このように思っています。したがって、それは総括的にトータルで、今、水道代であつたりとか、そういうことだけではなくて、もう少しこれからの進展をしっかりと見ながら対応を判断していかなくちゃいけないことだろうと思っています。したがって、水道代に1億3,000万円を使うということは、現在のところ考えていません。

○副議長（井田 章雄君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長にぜひお考えいただきたいのは、みんな今住民が苦しい時期ですよ。先ほど言ったように不景気だし、中小業者も大変です。コロナの影響もある。そういうときに、町は10億円使って建物建てていくわけですよ。そのときに、現場の努力等でもこれだけの一般財源を浮かせてきたんだと、その点を住民にどんなふうに戻元していくかって、これメッセージ発すること私は町政の信頼を住民から得るにもいい時期だと思ってるんです。そういう意味でいえば、ぜひ有効な使い方を考えていただきたい。

その有効な使い方というのは、私は提案するのは住民の暮らしを守るということに使ってほしいということです。今後、国保税の減免ないしは徴収猶予等も出てくるということも言われていますよね。税の減免も視野に入ってきているわけです。一方で、首相も金額言いませんでしたが、いわゆる給付問題ですよ。そのことについても触れてきているわけですよ。もう一瞬のことと言えない。一瞬のことでも支援しなくてはもたないのではないかとこの時期に来るときに、私は町財政の中でこういうふうな補正予算が出てきたときの対応の仕方としては、目に見える形で住民の暮らしの応援に使っていただきたいということを指摘しておきます。以上です。

○副議長（井田 章雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（井田 章雄君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（井田 章雄君） これで討論を終わります。

これより、議案第35号、令和元年度南部町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

議案第35号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（井田 章雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第36号

○副議長（井田 章雄君） 日程第5、議案第36号、南部町複合施設新築工事（建築主体工事）に関する契約の締結についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、松田繁君。

○副町長（松田 繁君） 副町長でございます。それでは、議案第36号について説明させていただきます。南部町複合施設新築工事（建築主体工事）に関する契約の締結について。

南部町複合施設新築工事（建築主体工事）に関する契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、南部町複合施設新築工事（建築主体工事）。契約の方法は、指名競争入札。契約の金額は、7億8,980万円。契約の相手方は、鳥取県米子市昭和町25番地、南部町複合施設新築工事（建築主体工事）、美保テクノス・金田工務店・フィディア・岩崎組特定建設工事共同企業体、代表者、美保テクノス株式会社、取締役社長、野津一成でございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（井田 章雄君） 提案に対し、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） まずお伺いします。今回の10億円近くの事業になったんですけども、これをいわゆるどれ見ても、先ほど入札結果見た場合、3つのいわゆる建築事業、電気事業、機械事業も全て共同体になっています。まず、3つに建築、電気、機械に分けて入札

しようとしてきた意図というのは何ですかということと、もう一つは、全てにおいて共同企業体をつくるということ、町がそんなふう考えたというふうに思っていますが、その考え方についてお聞かせください。

○副議長（井田 章雄君） 副町長、松田繁君。

○副町長（松田 繁君） 副町長でございます。規模が非常に大きい工事ということでございまして、やはりいわゆる都会の大企業ということではなくて、やっぱりできるだけ地元企業ということで発注というか、いろんな業務という部分を担っていただきたいという部分もございまして、そういう意味で3つの部分に分けた上で共同企業体という形で、指名をさせていただくというような形を取らせていただいたというところでございます。

○副議長（井田 章雄君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 副町長が言われた、やはり規模等考えて大きかったということと、もう一つは、できたら知らないところの大きなところではなくて、地元に近いところでの事業者ということについては納得いくと思うんです。そういう意味でいえば、こういう事業を発注するときには地元への発注ということについて町も配慮なされてるし、努力なされてるというふうに受け取りました。町でいえば、やはり、でも地元地域ということになれば、やはり町内の事業者ということに私たち頭置くことになってくるわけです。そういう意味でいえば、今回の仕事の請負された方々というのは、規模も大きいですからなかなか町内の企業に適切な企業が多くなかったということでは、入り切れなかったということだと思えるんですけども、議会にも商工会のほうから地元業者への発注のお願いということ来ています。町とすれば、このような入札結果になったのですけども、町内業者にどのように参画してもらうかという点について、どんなふうな手を打とうというふうに考えておられるわけですか。

○副議長（井田 章雄君） 副町長、松田繁君。

○副町長（松田 繁君） 副町長でございます。今、お話しされたように、直接的に町内企業という形では入札の結果ですけれどもございませぬが、いろいろ業務を行っていただく中で、下請等に出される部分もあろうかと思えますし、そういう部分をできるだけ町内企業を使っただくというような方向で、入札の相手方と話を進めていきたいというふうに思っております。

○副議長（井田 章雄君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） とすれば、そんなふうにできるだけ地元業者にということ、法的拘束力がないというふうにも理解しましたけども、言っていくということをおっしゃいます。これ従来のやり方から変わらないと思うんですけども、ということはこの事業が終わった段

階で町内への発注率というのが下請、孫請についても出ますよねという確認と、その報告についてしていただきたい。後日していただきたいということについてはいかがでしょうか。

○副議長（井田 章雄君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。これで契約が成立しますと、今後の事務の流れの中で契約と併せてまた施工計画書であったり施行体系図や下請予定報告書が出されますので、そこら辺で町内企業の参入状況等が把握できるという具合に考えております。

○副議長（井田 章雄君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（井田 章雄君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（井田 章雄君） これで討論を終わります。

これより、議案第36号、南部町複合施設新築工事（建築主体工事）に関する契約の締結についてを採決いたします。

議案第36号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（井田 章雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第37号

○副議長（井田 章雄君） 日程第6、議案第37号、南部町複合施設新築工事（電気設備工事）に関する契約の締結についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、松田繁君。

○副町長（松田 繁君） それでは、議案第37号、南部町複合施設新築工事（電気設備工事）に関する契約の締結について。

南部町複合施設新築工事（電気設備工事）に関する契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、南部町複合施設新築工事（電気設備工事）。契約の方法は、指名競争入札。契

約の金額は、1億2,188万円。契約の相手方は、鳥取県米子市旗ヶ崎7丁目13番、南部町複合施設新築工事（電気設備工事）、栄和電気・斉木電気設備特定建設工事共同企業体、代表者、栄和電気工事有限公司、代表取締役、金山福雄でございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（井田 章雄君） 提案に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（井田 章雄君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（井田 章雄君） これで討論を終わります。

これより、議案第37号、南部町複合施設新築工事（電気設備工事）に関する契約の締結についてを採決いたします。

議案第37号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（井田 章雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第38号

○副議長（井田 章雄君） 日程第7、議案第38号、南部町複合施設新築工事（機械設備工事）に関する契約の締結についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、松田繁君。

○副町長（松田 繁君） それでは、議案第38号でございます。南部町複合施設新築工事（機械設備工事）に関する契約の締結について。

南部町複合施設新築工事（機械設備工事）に関する契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めます。

契約の目的は、南部町複合施設新築工事（機械設備工事）。契約の方法は、指名競争入札。契約の金額は、1億6,830万円でございます。契約の相手方は、鳥取県米子市西福原9丁目1

9番15号、南部町複合施設新築工事（機械設備工事）、シンセイ・曾我工業特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社、シンセイ、代表取締役、濱田誠之でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（井田 章雄君） 提案に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（井田 章雄君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（井田 章雄君） これで討論を終わります。

これより、議案第38号、南部町複合施設新築工事（機械設備工事）に関する契約の締結についてを採決いたします。

議案第38号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（井田 章雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○副議長（井田 章雄君） 以上をもちまして今期臨時会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、令和2年第3回南部町議会臨時会を閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（井田 章雄君） 御異議なしと認めます。これをもちまして令和2年第3回南部町議会臨時会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午前10時32分閉会
